岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会 《 議 事 録 要 旨 》

日	時	平成 25 年 2 月 12 日(火) 午前 1	0 時~4	F前 11 時	30 分				
場	所	岐阜市役所西別館3階 第一研修室	!						
日		(1)開会 (2)委嘱状の交付 (3)教育長あいさつ (4)通学区域審議会について事務局説明 (5)正副会長の選出 (6)正副会長あいさつ (7)報告 ①市内小中学校の適正規模化・適正配置について ②柳津スクールバスのあり方について ③岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題 (8)閉会							
		 所 属	氏	名	出欠	備	考		
会長		岐阜大学教育学部教授	原田	憲一	0	1 号委	員		
		岐阜大学教育学部教授	池谷	尚剛	0	"			
副会县	Ę,	岐阜市自治会連絡協議会(京町)	藤澤	眞一	0	"			
		岐阜市自治会連絡協議会(柳津)	縄田	秀夫	0	"			
		岐阜市PTA連合会(岩野田中)	杉浦	千鶴子	0	"			
		岐阜市PTA連合会(徹明小)	川島	政樹	0	"			
		岐阜市小中学校校長会(華陽小)	日比	龍三郎	×	"			
		岐阜市小中学校校長会(岐阜中央中)	岩本	修治	0	"			

	岐阜市議会議員	冨田	耕二	0	2号委員
	岐阜市議会議員	和田	直也	0	"
	岐阜市議会議員	若山	貴嗣	0	"
	岐阜市議会議員	小堀	将大	0	"
	岐阜市議会議員	中川	裕子	0	"
	岐阜市議会議員	須賀	敦士	0	"
	岐阜市議会議員	杉山	利夫	0	"
	職名	氏	名	出欠	備考
	教育長	早川	三根夫	0	
事	事務事務局長	島塚	英之	0	
	次長	長原	貴幸	0	
務	事務局次長	中本	一美	×	
7 为	学校指導課長	大塚	弘士	0	
	学校保健課課長	小栗	昌弘	0	
局	学校指導課	鷲見	裕子	0	
	教育政策課	後藤	隆徳	0	
	教育政策課	関口	直樹	0	

		· · · · ·
(1)	岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議	蓋今冬伽

② 岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則

配 ③ 岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領

- ④ 答申に基づく小・中学校の統合・再編計画
- 付 ⑤ 統合・再編により H24.4.1 に開校した小・中学校
 - ⑥ 徹明小学校・木之本小学校の統合にかかる準備状況

資 │ ⑦ 諮問書(柳津小学校スクールバスのあり方)

⑧ 岐阜市と柳津町との合併に伴う通学区域等のあり方について(中間答申)

料

- ⑨ 柳津小学校スクールバスの経緯
- ⑪ 柳津小学校スクールバスの概要
- ① 柳津小のスクールバス運行路線図
- ① 遠距離通学児童・生徒に対する通学費補助金交付内規
- (13) 岐阜市南西部地域学校地図
- (4) 岐阜市立小学校における児童数の推移及び予測(表)
- (15) 岐阜市立小学校における児童数の推移及び予測 抜粋 (グラフ)
- ⑥ 出生数から予測する児童数と最終的な実数の比較 (グラフ)
- ① 予測児童数の補正前後比較 (グラフ)
- (18) 各学校の現在と最大児童数時のクラス数の比較

〇会議の内容

日程1 開 会

事務局次長 おはようございます。事務局次長の長原でございます。委員の皆さま

におかれましては、本日はご多用のところ、通学区域審議会にご出席い ただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から「平成 24 年度第 1 回岐阜市立小 学校及び中学校通学区域審議会」を開会させていただきます。

なお、本日は小中学校長会の日比様がご欠席でございます。

机上の配布物を確認させていただきます。

委嘱状、委員名簿、座席表、お持ち帰り用の封筒となっております。 また、過日送付いたしました、本日の会議の次第、資料集をお持ちいた だいたかと思います。よろしかったでしょうか。

日程2 委嘱状の交付

事務局次長 まず最初に、委員の皆様への委嘱状でございますが、皆様の御前にご 用意させていただきました。ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

日程3 教育長あいさつ

事務局次長 つづいて会議に先立ちまして、教育長が皆様にご挨拶申し上げます。 教育長 おはようございます。本日はお忙しい中ありがとうございます。

> 通学区域審議会は条例に規定された会議でございまして、小中学校の校 区協議について行いますが、義務教育のもっとも根幹にかかわる内容と なっております。

> 義務教育というのは、日本中どこへ行っても同じ質の教育がされなければいけない機会均等ということがあります。「義務教育の機会均等」と「質の向上」というのは総論であるわけですが、しかしその片方で個別の事情というのがございまして、かなり具体性をもってきて説得力の

ある話になってまいります。だから各論としては反対であるということ に陥りやすい論議の形態だと思っております。

そういう時には総論で突破していくのだと思いますが、それにしても 個別、具体的な状況があります。お困り感とか、例えば私どもとしては 人口増の問題による校舎の不足があります。簡単にこちらの校区をこっ ちにくっつければいいじゃないかと話にもならないということです。

総論賛成・各論反対をどう折り合いをつけていって、公平感を持って、 しかも困っている方々に説明するものを作りうるかどうか、という大変 困難な委員会であるということも認識しているところです。それゆえ高 い見識をもった方々に今日集まっていただきましたので、ぜひ活発なご 議論をもとに「機会均等」と「質の向上」という観点からいろいろご意 見をいただければと思います。

この委員会の結論は大変重いものでございます。これをもとに岐阜市 の将来の施策というのはなされていくわけでございますので、本日はよ ろしくお願いいたします。

日程 4 通学区域審議会の概要について

事務局次長 それでは次に、事務局長より当審議会の概要についてご説明申し上げ ます。

事務局長 今年度初めての会議であり、また、新任の委員さんもお見えになります。そこで、当審議会の概要についてご説明させていただきます。資料 集の資料①、資料②をご覧ください。

まず職務について、でございます。

条例の第1条、第2条で規定してありますように、当審議会は教育委

員会の諮問機関であります。諮問に応じて、市立小中学校の通学区域の 設定、変更に関する事項の調査と審議を通じて、意見を教育委員会へ答 申する役割が求められております。

なお、規定はしておりませんが、教育委員会としても、諮問に対し答申をいただいている以上、審議会に対して、その後の進捗状況を報告する義務があると考えております。また、「通学区域の設定、変更に関する事項の調査」ということで、審議会に対して、関連する情報についての報告も適宜行っております。

次に、組織構成及び任期について、でございます。

条例の第3条と施行規則の第2条で規定しているとおり、1号委員と して学識経験者の方8人以内、2号委員として市議会議員の方7人以内、 合計15人以内をもって、審議会は構成されます。

委員の任期は、条例第4条の規定のとおり、1年です。

審議会には、条例第5条の規定に従い、委員の互選により、会長1名 と副会長1名を置いていただきます。

最後にこれまでの開催実績等について、でございます。

これまでの実績から申しますと、年1,2回程度、1回につき、約1時間半~2時間程度の会議を開催してきております。

近年の審議内容につきましては、平成14年5月に「旧市内における 小中学校の通学区域のあり方について」の答申をいただいており、この ことに関しては、平成15年度以降の審議会において、継続的にその進 捗状況をご報告させていただいております。

今年度も、後ほどの日程7にて、「市内小中学校の適正配置・適正規 模化について」報告させていただきますので、よろしくお願いいたしま す。

また、平成18年11月には、同年1月の旧柳津町との合併に伴い、「通学区域の一部弾力化及びスクールバスのあり方について」の中間答申をいただいており、この後、現在の状況についてご説明させていただきます。

また、「通学区域の設定、変更に関する事項の調査」ということで、 平成22年度から、「岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題」に ついて報告させていただいており、今年度も、この事項に関する現状を 報告させていただきます。

その他、過去の実績としては、平成19年8月には、「上土居仙古地区を常磐小学校の通学区域から鷺山小学校の通学区域へ変更することについて」の答申、さらに、平成22年1月には、「中洲町を厚見小学校の通学区域から加納小学校の通学区域へ変更することについて」について答申をいただいております。

以上で、通学区域審議会の概要についての説明を終わります。

日程 5 正副会長の選出

事務局次長 それでは次に、正副会長の選出をお願いしたいと存じます。

正副会長の選出は、審議会条例第5条の規定に基づき、委員の互選となっております。委員の皆様にお諮りします、いかがいたしましょうか。

事務局長 特にご意見有りませんようでしたら、事務局に一任いただくというの はいかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

事務局長 それでは、事務局からご提案させていただきます。

会長には昨年度本審議会のご経験がある岐阜大学の原田 憲一様、副 会長には岐阜市自治会連絡協議会の藤澤 眞一様をと考えております が、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

日程6 正副会長のあいさつ

事務局次長 それでは、会長には岐阜大学の原田 憲一様、副会長には自治会連絡 協議会の藤澤 眞一様ということで、よろしくお願いいたします。

正副会長には、それぞれの席に移動をお願います。

(正副会長 席へ移動)

- 事務局次長 それでは、議事に先立ちまして、正副会長より一言ご挨拶をお願いい たします。
- 会 長 岐阜大学の原田と申します。よろしくお願いします。昨年度経験があるということを言われましたが、何分不慣れなものでありますので、委員の先生方の活発なご意見、ご協力のもとに務めていきたいと思います。 どうかよろしくお願いいたします。
- 副会長 おはようございます。ご指名いただきました藤澤でございます。中心 市街地の活性化に取り組んで、岐阜小学校が誕生してからもう5年にな ります。昨年度は中学が再編成されたわけですが、子どもたちは新しい

環境に慣れて、勉学に励んでいると認識しております。

今度、徹明・木之本が次のスタートになるわけですが、ぜひ順調に進 んでいくことを願っております。よろしくお願いします。

事務局次長 ありがとうございました。それでは、ここからは会長の司会進行でよ ろしくお願いいたします。

日程7 報告

会 長 それでは平成 24 年度第 1 回岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議 会の次第に従い、進行を務めさせていただきます。

〇会議の公開・非公開の決定

会 長 では、日程7の報告に入りたいと思います。まず、報告に入る前に「岐 阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第3条第2号の規定に基づき、 本会議の公開又は非公開について、お諮りします。

> 現在、傍聴希望者が来られているようですので、お諮りいたします。 今回につきましては、何ら非公開とすべき議事がございません。従って、 本会議を公開すると決定してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと存じますので、本会議を公開といたします。

只今から傍聴希望者の入室を認めます。

この後、傍聴希望者が来た場合は随時入室となります。

なお、会議は公開でありますので、「岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第5条の規定に基づき、本会議の会議録は公開いたします。

各委員におかれましては、その旨ご承知おき下さい。

〇「①市内小中学校の適正規模化・適正配置について」

- 会 長 続きまして、報告①「市内小中学校の適正規模化・適正配置について」 です。事務局から説明願います。
- 事務局次長 市内小中学校の適正配置・適正規模化についてご説明いたします。

岐阜市の旧市内においてはドーナツ化現象や出生率の低下による小学校の小規模化、中学校の校区外通学などが問題となっており、これらを解消するため、平成 10 年 8 月に通学区域審議会に『旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域の在り方について』お諮りし、平成14年5月に答申を受けました。

この答申を踏まえ、旧市内9地区の代表者である自治会連合会長、PTA会長、校長による旧市内学校再編問題協議会や地元説明会を踏まえ平成17年11月に小中学校の適正規模化・適正配置化の方針を決定し、統合再編を進めております。

本審議会では答申いただいた内容に対する状況報告という事で、毎回、統合再編の進捗状況を説明させていただいております。

統合再編の全体計画をまとめたものが資料④になります。

小学校の統合については資料左側の答申時の列における金華小から 白山小まで計8校について、各2校ずつのペアで統合を進めており、平 成20年4月には金華小と京町小が統合した岐阜小学校、平成24年4月 には明徳小と本郷小が統合した明郷小学校が開校しております。

中学校の再編については答申時の列における島中・伊奈波中・明郷中の通学区域を再編し、平成 24 年 4 月に則武小、早田小地区の生徒が通

う岐阜清流中学校・岐阜小、明郷小地区の生徒が通う岐阜中央中学校が 新設校として開校しました。

資料⑤をご覧ください。

昨年の通学区域審議会でご報告した内容から現在までの状況としまして、明徳小・本郷小の統合校である明郷小学校。再編中学校である岐阜清流中学校と岐阜中央中学校が平成24年4月に開校いたしました。校歌校章等をご覧のとおり岐阜にゆかりのある著名人の方に作成をお願いしたり、公募により決定し、それぞれ閉・開校式を経て、現在に至っております。

開校後に学校において、統合再編後の学校生活についてアンケート調査を実施したところ、概ね、統合再編して良かったという前向きな回答が得られたことをご報告させていただきます。

続きまして資料⑥をご覧ください。

次なる統合校の準備作業という事で、徹明小学校・木之本小学校の統合にかかる統合準備委員会が平成 24 年 1 月に立ち上がり、統合校の設置場所や跡地活用について検討いただいております。

委員と致しましては両自治会連合会から 2 名ずつ、両校 PTA から 3 名ずつ、両小学校から 2 名ずつの計 14 名で構成され、現在まで、計 10 回開催され、両校の施設確認や統合校の設置場所の検討などを行ない、意見を取りまとめた報告書を作成いただいており、教育委員会へ提出される予定であります。

報告書の提出を受けたのちに、教育委員会で、統合校の設置場所などを決定し、学校名や通学路・学校運営などについて地元の皆様と協議しながら統合事務を進めていく運びとなります。

以上で市内小中学校の適正配置・適正規模化に関するご説明を終わります。

会 長

委員

只今報告を受けましたが、なにかご意見、ご質問等ございませんか。 このような会議に出させていただくのが初めてですので、予備知識的 なところでお尋ねいたします。

先ほどの事務局長さんからのご説明の中にも、校区の中で常磐の子が 鷺山に行くなどの例があるようですが、私は長良西ですが自治会単位と 小学校単位が一緒のところという思いがあります。

市内に自治会単位と小学校校区が違う箇所がどれくらいあるかということと、かつて則武小の子どもたちが島中と伊奈波中へ行っていたというように、一つの小学校から複数の中学校へ行っている地域があるのか、その二点について教えていただけますでしょうか。

学校指導課長

基本的には自治会と小学校通学区域は一体化しています。例外的にいいますと、厚見小の一部、則武小の一部というくらいで、あとは基本的に自治会の単位と小学校区は一緒になっています。

委員

小学校から中学校へ別れるということについてはどうですか。

学校指導課長

それはなくなっております。則武地区がそうでしたが解消されております。

委員

わかりました。

会 長

他はどうですか。

委員

よろしいですか。二点ありまして、一つは現在の徹明小学校と木之本 小学校の統合にかかる準備状況は資料で見させていただいたのですが、 梅林小と白山小学校も統合する予定ですが、これはどのようなスケジュ ールでしょうか。 もう一つは児童、生徒が減ってきたということですが、中心部ではありませんが、郊外でも例えば方県ですとか、網代など児童の少ないところもありますが、そういうところは統廃合の対象になってくるのか、考え方をお聞かせいただければと思います。

事務局次長 梅林小と白山小につきましては、今後準備委員会を立ち上げていくと いう状況で、今のところ具体的な動きにはなっておりません。

方県小と網代小については今後児童数の状況を見て、ということになります。

委員 今のところは具体的にいつということは全くないということですね。 事務局次長 はい。

事務局長 補足させていただきます。網代小も一学年一クラスだと思いますが、 網代小に一番近い学校が西郷小です。統合すると明らかにスクールバス での通学になります。そういった諸問題、課題がいろいろございまして、 現在まだ郊外の小規模校については手が入っていないのが現状でござ います。

> もしそういったところも統合再編をするということであれば、こちら で諮問させていただいて、答申をいただいてからという手続きを踏むこ とになります。現状ではそこまで入っておりません。

委員 ありがとうございました。

委員 二点お聞きしたいのですが、先程の委員の発言に関連するのですが、 郊外で一クラスしかないような学校というのが他にあるのか、7年くら い先までは予測できると思いますが、これから先出てくる可能性がある のか。

二点目は、徹明・木之本小学校の統合が平成27年を目標ということ

ですが、統合した後、徹明と木之本の統合小学校というのは、一学年一クラスというのが解消されるのかどうか、です。

学校指導課長 今、郊外でそれぞれの学年が一クラスしかないというところは木田 小、網代小、方県小、三輪北小です。十人を切るところはありませんが、 かつての明徳小のように、中心部で一クラス十人を切るような形になり、 複式学級といって二つの学年がくっつかなくてはならない状況になる と、親さんの意識としては子どもたちにとっていいのかという思いは出てくるのではないかなと思います。

現状のところでは各学年一クラスという状況は確保されています。現 在二つの学校を統合してほしいという声はまだ聞いておりません。

- 事務局次長 徹明小と木之本小については統合しましたら当分の間、一学年二クラ スを維持できる予定でございます。
- 事務局長 補足をさせていただきます。先ほど委員 がおっしゃった 7 年先 10 年 先というのは非常に予測が難しいところです。我々が統合再編を進めるときは、現在 0 歳児のお子さんの出生数のデータがございますので、そのお子さんが 6 年後に小学校にあがるという仮定で推計しております。ただ、この後またご説明いたしますが、徹明と木之本のようなお話になりますと岐阜市は中心市街地活性化ということで、中心部にたくさん人が住むようにといろんな事業を行っております。

今後数年の児童数は 0 歳児からの推計では現状維持のような傾向ですが、もし中心市街地活性化の施策の効果が出てくれば、ひょっとしたら十年二十年後には逆に増えることもあります。そういう部分の推計が非常に難しいということで、いろいろ難航しております。

委員 徹明・木之本については日頃教育委員会の方には一生懸命やっていた

だいていますが、資料⑥にあります今後の流れの中にある項目について、 金華、京町、明徳、本郷については幸いにして跡地についても中学校で あったり、(仮称)総合教育支援センターであったり、教育委員会所管 の施設利用というのが予定されていると思います。

徹明・木之本の跡地利用について、これはもちろんどちらの学校を統合先の学校として使っていくかということが第一義だと思います。その次に出てくる跡地利用について、地元の皆さんの報告をまとめていくということですが、今の時点でこれまで十回検討会を重ねてきて、地元からどういうような跡地利用の意見が出ているのかということをお尋ねします。

- 事務局次長 特に具体的にこういう施設を、という意見はございません。それも含めて今後の協議ということになります。今現在は具体的なものは出ておりません。
- 事務局長 もう少し具体的に申し上げますと、準備委員会の場では出ていないということでございまして、統合準備委員会と言いますのは、冒頭で少し説明がありましたように、自治会連合会長さんと副会長さん。校長と教頭。PTAの会長さん副会長さんというメンバーで構成しております。

僭越ですが、当事者である委員がいらっしゃいますのでご発言いただければと思います。

委員 私の理解でお話をいたしますが、先程委員がお話された通りで、移転 先が決まらない限りは跡地利用については具体的に話ができないと。

> 建設の主体だとかといったものが全く未定の状態で要望だけ出して も、教育長がお話になられた総論としては統合に向けて動いている中で も、各論で意見をまとめるのが難しいという考え方です。まずは統合に

関して話し合いを進め、決まったところからしっかりと責任を持って、 跡地利用については行政と話し合いをしましょうというのが私の理解 です。

委員 その点で、先程教育長が言われた総論賛成、各論反対ということになってくるかもしれません。

ご答弁は求めませんが、地元の皆さんがいろいろな事業について、公式な場ではありませんが、こんなものがいいとか、あんなのがいいとか口にされます。教育委員会の所管か疑わしい、例えば福祉系のものなどを望んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃるように見受けられますので、そういう場合は全く違う場所で、本当にこの場所で、両校の都合だけでここにそういうものを作っていいのかどうかということも、また別途必要になってくるような気もします。

もちろん第一義はどちらを学校として使うかということを優先すべきだと思いますが、その次に出てくる議論も同時にきちんと精査をしておかないといけません。統合が平成 27 年度にできるという事は良いことですが、片一方ではしばらく使われないということがないような、空白の時間がないように処置をしておくことも大事なことだと思いますので、ぜひ他の部局との連携が必要になってきた場合はご尽力いただければと要望を申し上げたいと思います。

教育長 委員さん方のお話は重く受け止めております。跡地に一体何を作りたいかというコンテンツの問題と、それをどこかで決まるのではなくて、周知された場で、開かれた選択肢の中でどのように皆の意見の合意を作っていくかというプロセスの問題になりますので、そのプロセスを丁寧にやっていかないと、誰かがどこかで決めて、ということにだけはなら

ないように気を付けて、慎重に、丁寧にプロセス管理はしていかなければなりません。

- 委員 今の徹明のからみで、シティタワー43 などができたことで、子どもの 数の動きは実際にあるのですか。
- 学校指導課 今ここに数字を持ってきておりませんが、それによって学級が一つ増 えるとか、そこまでの動きは今のところ見られません。
- 事務局 スカイウイングの話で言うと、5名の方が徹明小学校に転入しています。
- 委員 新たに何かができた時に、郊外でも団地単位で子どもたちが育って、 その後次の世代が入ってこず、高齢者ばかりが残っているという団地も あります。

今の 0 歳児からみる 7 年後というお話をされましたが、それ以上のことが何かありそうだなと、いろいろ問題点もあるかなと思います。

会 長 その件に関しましては、今具体的に計画している統廃合の問題だけではなく、その周辺の部分のこともありますので、今回も平成 30 年まで推計を出していただいているのですが、もう少し先を読めるとやりやすいのかなという気がしますね。

その他よろしいでしょうか。

ありがとうございました。お話にありましたように、岐阜清流中学校、 岐阜中央中学校、明郷小学校については、平成 24 年 4 月に開校し、間 もなく1年になりますが、順調に学校運営を進められているとのことで す。

徹明小学校、木之本小学校の統合については、平成 24 年 1 月に統合 準備委員会が立ち上がり、統合先、跡地活用などについて議論いただき、 報告書を検討いただいているとのことです。報告書の提出後、教育委員 会の方で統合先やスケジュールについて決定がなされるということで今 後も随時報告をお願いしたいと思います。

〇「柳津スクールバスのあり方について」

会 長 続きまして、報告②「柳津スクールバスのあり方について」です。事 務局から説明願います。

事務局次長 柳津小学校スクールバスについてご説明いたします。

資料⑦をご覧ください。

本件は、岐阜市と柳津町の合併時の合併協定書に合意された協議項目として記載されており、平成18年8月3日開催の平成18年度第1回通学区域審議会において、岐阜市と柳津町との合併に伴う通学区域のあり方について、一つ目、旧岐阜市と旧柳津町との境における小学校通学区域の弾力化、二つ目、柳津小学校スクールバスのあり方、について諮問いたしました。

1点目の弾力化については平成18年9月27日開催の平成18年度第2回通学区域審議会での協議を経て、平成18年11月16日開催の平成18年度第3回通学区域審議会において、資料®のとおり中間答申を受け、保護者の申請により柳津小・且格小の近い方の学校に通える旨の内規を定めることにより弾力的運用を図ることになりましたが、2点目のスクールバスのあり方については結論を得るには相当の時間を要することから継続審議となりました。

資料のに平成 18 年度以降の経緯を記させていただきましたが、平成

20年2月29日開催の平成19年度第2回通学区域審議会において、柳津地域協議会での意見聴収を経たうえで協議を進めていくという今後の取り組みの方向性が確認されました。

その後、柳津地域協議会で協議が進んでいない中、平成22年1月27日開催の平成21年度第1回通学区域審議会でも「バスの寿命が来たら廃止を考えざるを得ない。」「公平な立場からいくと廃止はやむを得ないと思っている。」という意見が出たものの、結論には至っておりません。

資料⑩をご覧ください。スクールバスの概要についてご説明いたしますと、始まりは昭和 31 年の柳津村と佐波村の合併時の協定においてスクールバスを運行することとなり、現在まで継続して運行しております。

使用車両は平成 12 年購入の中型 55 人乗りバス 1 台で運行しており、 利用児童数は合計 153 名で全児童数の 18.8%の児童が利用しております。

運行路線は1枚めくっていただき、資料⑩の地図のとおりです。東塚方面、高桑方面、上佐波方面の3方面を1台のバスで登校時・下校時ともに低学年・高学年の2回に分けて運行しております。

平成 24 年度予算としましては、消耗品費、燃料費、修繕料と運行管理業務委託・運行補助業務委託等で 427 万 5,718 円の予算を柳津地域振興事務所にて執行しております。

資料®をご覧ください。ここで岐阜市の遠距離通学者への施策をご説明しますと、遠距離通学補助金制度を整備しております。

これは普通学級に通学の場合、小学生で片道通学距離 4km 以上、中学生で6km 以上で1か月に10日以上登校日数がある者に対し、公共交通機関を利用した場合、通学定期乗車券6か月券の1/12を1か月分と

して補助、公共交通機関を利用しない場合、岐阜乗合バス均一区間の通 学定期 6 か月券の 1/24 を 1 か月分として補助するものであります。

支給実績は平成 23 年度で小学校では網代小 2 名(徒歩)、長良東小 9 名(公共交通機関)、中学校では長森中 11 名(自転車)、岐北中 10 名(自転車)となっております。

合併時に旧柳津町についてもこの制度を適用することになりましたが、該当児童生徒は現在おりません。

柳津小学校スクールバスについては今年度 11 月議会でも質問がなされ、「児童・生徒の通学に著しい困難性があるとは言えない以上、しかるべき時期において、廃止するという方向性を視野に入れることも考えております。」と教育長が答弁いたしました。

これらの経緯から、柳津地域協議会において検討が進められるよう、 教育委員会事務局から柳津地域協議会を所管する柳津地域振興事務所 と調整させていただきたいと考えております。

以上で柳津小学校スクールバスについての説明を終わります。

会 長 ただ今報告を受けましたが、なにかご意見、ご質問等ございませんか。 委員 市議会議員の方は当然ご存知だと思いますが、スクールバスについて は地域協議会で最終的に結論を出してご報告申し上げることになってお ります。

正直申し上げて、今まで細かい審議はされておりません。ところが前回の2月8日の柳津協議会で正式に審議にかけまして、その時に私ども自治会連合会と柳津小学校PTA、そちらからの要望でできるだけ存続をお願いしたいということで、地域協議会でそれなりに検討させていただきました。

私どもからぜひ皆様方にご理解いただきたいのは、ただいま事務局からご説明がありましたように昭和 31 年 9 月、佐波村、柳津村が合併した時に、特に柳津の東の方からの、合併の条件がスクールバスの運行になっています。それによって合併しましょうということできております。

岐阜市の遠距離通学補助の基準が片道4キロ以上ということを伺いますと、柳津は最大で3.5キロでございますので、当然公平性の点からいくと駄目だということではありますが、歴史的な経緯がございますのでぜひそこはご理解いただきたいと思います。

通学区域の弾力化は隣の且格小学校と柳津小学校が選べるようになりましたが、前回の審議会で言いましたように、教育委員会の方で地元 PTA に説明会を行なった際、我々連合会に一切連絡がありませんでした。ある一地域を分断してしまうような通学区域の設定、それだけでは済みません。一つの地域がまとまって行なってきた行事がすべて混乱を招くということで今後こういうことはないようにお願いを致しました。

今のところ且格小学校へ通っている子は一人もいないのですか。みな 柳津小へ通っていると校長先生から聞いております。

それにはスクールバスも影響しています。その地域がスクールバス運行で通学しておりますので、通学区域のスクールバスが審議会の方でどうしても廃止ということになれば、地域の方には、ご希望の方は自由に且格へ行っていただいて結構ですよ、ということは言っております。そのような経緯でございますので、スクールバス運行はなんとか皆様方のご理解で、できるだけ地元でもいろんな方策を模索しつつ、存続の方向へ持っていきたいと思っております。是非ご理解をお願いしたいと思います。

事務局次長 柳津地区の方で、且格へ通っている方は3名いらっしゃいます。

委員 3名ですね、はい。

会 長 大きな問題だと思います。統合をこれからするところも含めて、あるいは今後のことを含めて、教育長が言われましたように、総論的には、という部分と、各論で実際の子どもたち、住民は、という部分との整合性と言いますか、妥協と言いますか、どこらへんに接点を持って制度としてやっていただくのかというのは、ご理解とご協力と充分なコンセンサスが必要だと思っています。

他に何かございますか。

委員 よろしいですか。スクールバスに使っている車両なんですが、平成 12 年8月に中古の車を購入されたということですよね。

委員 いえ、中古ではありません。

委員 新車ですか。

委員新車です。

委員 そうしますと、このバスは、対応年数はどのくらい、いつまで使用できますか。

委員 ご参考までに言います。2月4日現在、走行距離が184,820キロです。 大体一年平均、15,285キロ走行しています。三菱製です。三菱ふそうの 担当者にお聞きしましたら、通常のメンテナンス、純正オイルの使用、 冷却水などの管理をきちんとすれば30万キロ走行可能ですと。さらに高 速道路を走らない場合は、60万キロは走れますと。充分走行に耐えられ る状態です。そういうことですので、よろしくお願いいたします。

委員 ご意見聞きましたが、そういうことでいいのですか。

事務局 先程お話のありましたように、理屈的にはそうだと思いますし、定期

点検等も6ヶ月点検や、ちょっと異常があった時に点検等しております。 私も専門的なことはわかりませんが、先程委員さんが言われたようなことと同じような認識をしております。

何年で駄目だという認識はしておりません。ただ何年で対応年数が来ますよということは言えないと思います。きめ細かな修理等対応しておりますので、できるだけ長く使えるようにしたいと思います。

委員 ということは、平成 12 年の 8 月に購入して今 18 万キロとおっしゃいましたが、12 年間だけで 18 万キロぐらいだということは、今の使い方をずっと継続すると 30 万キロという数字をそのまま当てはめたような数字になるということですね。高速道路の話も今出ましたが。

委員 ほとんど使いません。

委員では対応年数としてはまだ十分あるという認識でよろしいのですか。

委員メーカーに直接聞きましたので。

それと、この前スクールバスの事故がありましたが、ご承知願いたいのは当方のバスに一切責任はありません。不可抗力です。相手がぶつかってきた、相手が赤信号で突っ込んできたもの、安全策のためにブレーキをかけ、児童が少し打ち身をしたということでございます。その点は一つご理解願います。

会 長 バスはまだ耐久性は大丈夫ということですね。その他ありますでしょうか。

委員 関連して、バスの運行にあたっての予算、決算がありますが、修繕費が 予算よりもずいぶん少なく済んだということですね。

委員 そうですね。車検等ある年数だと増えてきますね。

委員 予算よりもかなり少なく済んだということですね。やはり修繕費はどう

しても増えていくのですか。

委員 年数が経てばそうですね。この間も3日間バスの運行をやめて、修理しました。私も知識不足なのですが、私の時代はオイルの油圧ですべて動いていたのですが、あのバスはエアーでドアの開閉も全部動いています。今回はどこかからエアーが漏れているのではないかということで安全のために3日間休ませてすべて修理いたしました。

委員 順調に、ということですか。

委員 はい。原因はすべてつかめましたので。安全第一にしております。

会 長 その他ご意見ございますか。

委員 確認ですが、スクールバスとして運行しているのは、柳津のこの地域だけですか。

事務局次長 そうです。

委員 あとは岐阜バスで通うのですね。バスのない地域の補助もあるのですね。 事務局長 路線バスを使っています。あとは特別支援学校で運行しております。

委員 その点で、全く別の議論になりますが、通級指導教室といったどうして も支援が必要な生徒を送り迎えしている親御さんの存在があります。岐阜 市内では中学校は加納中だけですね。北部にも是非設けて欲しいという声 もある中で、今は親さんが毎朝送り迎えをされている実態もあります。

> そういう中で、バスの存続云々については、ここは審議する場ではない と思いますし、言う立場でもないと思いますが、歴史的経緯ということで 柳津町との合併の基準にあったということは理解しているものの、いつま でそれを優遇策として岐阜市全体の中で理解していくかということにつ いては、一つの目途となるのが合併特例の廃止なのかなと思います。

今後、岐阜市全体が一つの地域という言い方を今後新たな目で見ていく

必要があると思うので、もし存続をするという話になってくると他の地域 はどうなのかということは、当然予算措置をしていかなければならない課 題になると思います。

そのことについては今日せっかく地元の連合会長さんもいらっしゃっていますので、そういう観点を他の地域でも、例えば周辺部で言えば三輪とか、方県とか、網代とか、そういった地域も大変広い地域だと思います。 今最初にいった通級指導に通っていらっしゃる親御さんのこともありますので、その点についての相互理解というのは当然お願いをしていかないといけないのかなと考えているわけですが、いかがでしょうか。

委員 今委員がおっしゃったように、ではいつまでなのか、ということは他の 地域の方にとって最大の関心だと思います。私もそれは十分承知しており ます。

> 合併特例ということですが、皆さんご承知のように地域振興事務所その ものが、極論を言いますと無くなる可能性もあります。そのようなことも 含めると十年というのが一つの区切りとして検討せざるを得ない時期か なという気はあります。

地域協議会でもそのようなことを話しています。

その間、皆様ご承知のような特例基金など上手な活用方法を検討していますが、他の地域の方になるべく金銭的な負担を強いるということではなく、今まで予算措置していただいていたものについて半分助成をお願いしたいとか、そのような方法でいけたらと検討中でございます。その点一つよろしくお願いします。

永久に、ということは私個人、委員としても考えてはおりません。

委員 誤解のないようにお話したいのですが、廃止とかそういう話をしている

わけではなく、これから岐阜のまちをどう考えていくかという議題の中に 別途入れていく必要があるテーマだなと感じています。存続であるなら、 他のこの分野も同じ部類だよと、これも一緒のテーブルにしましょうとい う議論が必要だと思います。

廃止なら廃止で、そのような対応もきちんと別途必要だろうと思いがあります。

委員 そうですね。実は他の連合会長からもいつまで続けるのかということは 聞いております。ところがお聞きすると、岐阜市の遠距離補助の基準は 4 キロということになっております。往復 8 キロが基準であるところを柳津 は往復 7 キロだということを聞いておりますので、委員がおっしゃったようにあるいは十年が最大の区切りだという中で、それ以上続けるとおそらくそこの連合会長は俺のところもスクールバスを整備してほしいというような、極論を言うとそんな意見も出てくるようなようになってしまうと 思います。

岐阜市の中では柳津だけでございますので、そこは慎重に検討していき たいと思いますのでよろしくお願いします。

委員 一つ資料について質問があるのですが、23年度の予算、決算で、150万 くらい違いがあるのですが、大体差はあるけども、この 23年度決算が例 年のかかっている費用ということでよろしいでしょうか。

事務局 バスの運行委託の業者決定は入札でやっておりますが、23 年度の決算に おきましては、その受託料が予算と比べて安い価格で運行することができ ました。来年度以降も同じような入札をやります。予算的には落札額より 若干高めしておきますので、例年このくらいの金額でいけるかどうかというのは入札の結果によります。多分これくらいではないのかなと思います

が、これくらいですよということは、はっきり申し上げられません。

委員 これくらいでずっときているのですね。

事務局はい。

委員はい、わかりました。

もう一点、先程の統廃合の話にも関わってくるのですが、今ひとクラスの学校が増えているということで、統合したところは当たり前ですが子どもさんの通学距離は延びると思います。

中心市街地で、たとえ4キロ以内であっても大きい通りを2つ3つと超えて通学するということで、当時通学が安全なのかというような議論がどこかであったと覚えていますが、これは柳津だけの問題ではなくて、子どもの通学の安全性をどう確保するかということは、これから岐阜市全体の問題になってくると思います。

先程の話で、この審議会で公平性の問題も出たということですが、公平性だけでは実際の問題点は解決しませんし、柳津のスクールバスをどうするかということと合わせて、岐阜市全体で長距離通学をしている子どもたちがこれから増えるわけですから、どうしていくかという検討も一緒にやってほしいと思います。要望です。

委員 私が地元の校長先生に確認しましたのは、京都で例の事故(注:亀岡市 登校中児童ら交通事故死事件)がありましたこともあって、補正予算で通 学の安全対策の予算が付きました。これに対して学校側は即やりましょう という事でフェンスの工事もやっていただくように進めております。

委員 通学路の舗装はきれいにしていただいていますが、距離というのは統合 するとどうしても延びてしまいます。これは柳津だけ公平ではないという 問題ではないという気がします。先ほど柳津で導入された経過もお聞きし

ましたし、これは岐阜市の問題として他の学校についても考えてもらいた いと思います。

教育長 今ご指摘のように義務教育というのは公平性と同時に、あくまでも地域 の学校という特色があって、その地域で子どもたちをどう育てるのかとい うことを抜きにして義務教育は語れません。これは一件矛盾した二面性が あるように見えますが、その中で子どもたちをどう育てていくかというの はすごく重要なことだと思います。

そうした観点から柳津小のスクールバスの問題も歴史的経緯もある中で、しかし他の地域と比べてどうかという問題は常につきまといます。これは外交交渉と同じで決裂するわけにはいきませんので、子どもたちのためにどこを着地点にするかということが問題になってくるかと思います。ですが、予算執行には議会のご理解を得なければできないわけですから、これはもう付けないぞと言われたらおしまいという状況があるわけで、ぜひ議員の皆様には今ご指摘があったように、新しい通学路をつくるというのはハード、ソフト面両方合わせて最低でも二年間はいると思います。地域の方々の見守り隊の組織とか、そういったものも必要ですので。そうすると今すぐ、来年から、再来年からという訳にはいきません。

どこの辺でどういう見極めをしていくかということは、やはり合議が必要になってくるだろうと。地域の方々のお力をお借りしなければ、事故があった時にそれみたことかということになってしまいます。充分そこは丁寧にやった上で最低でも二年間は必要だろうと思う訳でございまして、そうした意味でどこの地域でも安全が守られるためにコミュニティ・スクールというのを3年間で岐阜市のすべての小中学校でやろうとしているわけですが、その辺りの問題点の指摘が今後議会でも出てくる案件だと思いま

す。

しかし義務教育というのはなかなか一度舵を切ったらすぐに動けないということもあります。その辺りで皆さんの合議がどこで得られるかということで、また振興事務所と相談しながら、地元とも話しながら、議員の皆様にご理解いただけるところをどうかということを考えていかなければいけないと思っております。

委員 先ほどの通学審の補助金のところで4キロの子どもさんがどうこうという話で確認したいのですが、小学校の子どもで4キロ以上というのは網代の2名が徒歩通学ということで、その2名だけですか。

事務局次長 平成23年度の小学校では網代が2名と、長良東小が9名です。

委員 長良東もいるのですね。

事務局次長 はい。

委員 長良東はバスで通っているのですか。

事務局次長 はい。

委員 それ以外は4キロの枠には入っているわけですね。

事務局長 小学校はそうです。中学校は6キロになりますので。

委員 中学生は多少なりとも通学する能力はいろんなことでできるでしょう が、小学1年生は本当にかわいそうです。

委員 先ほど質問があった通級に関することは、まだお答えをいただいていな いと思いますが。

学校指導課長 お手元の資料の 17 ページ、この遠距離通学児童生徒に対する通学費補助金交付内規ですが、対象となるのが第 1 条ですが、「遠距離から通学する者並びに特別支援学級に通学及び通級する者について」ということで、特別支援学級に通学、通級をしている子たちについてもこの補助金は交付

されているということです。

委員 通級の子は公共交通の利用料金を補助するということですか。

事務局次長 「公共交通機関を利用する者にあっては、実施支給額の2分の1で、利用しない者にあっては岐阜乗合バス均一区間の往復運賃に通級日数を乗じた額の4分の1の額とする」とあります。

委員 要するに親さんが送り迎えしているというケース、この場合はガソリン 代ということになるのですか。

学校指導課長 第 4 条の(3)のところに特別支援学級に通級する者についてのものが 示してありまして、公共機関を利用する者にあっては、実支出額の 2 分の 1、利用しない者にあっては、バスの往復運賃に乗じた 4 分の 1 の額とす るということです。

事務局長 バス代の何分の1ということであって、ガソリンにそれを当てていただいているということです。計算根拠はバス料金です。

委員 ちょっと確認したいのですが、まず公共機関を使った場合、6ヵ月定期 券の額の一か月あたりの2分の1ということになっておりますので、例えば6ヵ月の定期が2万円の場合、6ヵ月ですとひとつき3,333円です。それの2分の1ということは1,667円親御さんに援助するということですね。

事務局長 平たく言いますと、一年で換算していただくと、一年のバス料金の4分の1がバスを利用しないお子様。バスを利用している人は一年間のバス料金の2分の1ということです。

委員 例えば 6 ヵ月の定期が 2 万円だとすると、公共機関を使用する人の半分しか、自家用車で送っていった場合は補助されないということですね。

事務局長 バスを使わない人は4分の1になりますね。

委員 先ほどの 1,667 円が 833 円援助するということですね。ほんのわずかで

すね。

- 事務局長 仮にバス代が一年間で 12 万円ですと、バスを使われる方は 6 万円、使われない方は 3 万円になります。
- 委員 この内規は基本的には特別支援学級に在籍する児童生徒に対して適用 されるものであって、通級による指導とか、あるいは岐阜市が今後特別支 援教育に対してセンター的な指導等を行う児童生徒に対してはどのよう な取り組みをされるのか、またご一考願えればと思います。
- 学校指導課長 通級指導教室は学級ではありませんが、通級指導教室は、これに準じて考えています。今通級指導教室に通っている子たちについても、全部通学に関わっては補助されております。
- 委員 承知の上でお尋ねしましたが、今後もいろいろと増加が見込まれるとい うことに対してご理解を得られるようにと思います。
- 教育長 委員さんはご専門ですので、私どもが言うことはございませんが、通級 指導教室は大変効果があります。最初は制度設計上、小学校の言語通級だ けからスタートしましたが、情緒障がいとか、そういうところでも大変効 果があるということになってきて、しかもそれは小学校だけではなくて中 学校でも心の安定などに繋がっています。それは実際に現場の指導力が上 がったこともあると思います。

通級指導教室もだいぶん増えてきていますが、開設する数があまりにも 少ないものですから保護者、本人もそうですが、特に中学生は授業を抜け 出してそこへ行ってまた戻ってくると前後1時間ずつまた余分に授業を欠 損するということになったりして、運用面ではかなり問題がある制度になっています。

しかしその効果が著しくあるということで、現状では我慢していただい

て、できるだけ数を増やしていくということで検討しているところでございます。来年度もおそらくもう一つ中学校の通級指導教室が増えているのではないかと思っていますが、しかしそれにしてもその数がとうてい必要とする数ではまだありませんので、今後、設置、認可を県に対して要望して、できるだけ近くでできるように手配していくことが一番重要なことだと思っております。皆様にご支援いただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。柳津のスクールバスについてお諮りしたところ、 そこだけではなく岐阜市全体の通学について、あるいは通学路についてい ろいろ安全的な面も含めて、ご質問、ご意見出していただきました。

委員の方が、岐阜市の通学に関して、非常に関心と言いますか、注目していただいているということでありました。

本件につきましては平成 19 年度の通学審で確認した方向性通り、まず 柳津地域協議会で協議を進め、その意見を踏まえ、当審議会で議論して参りたいと思います。それに先立ち、教育委員会事務局から柳津地域振事務 所へ今後の進め方について調整をしていただけるとのことですので、本日の審議会の意見も含め、柳津地域振興事務所に伝えていただければと思います。

〇「③岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題」

- 会 長 それでは、次の議事に進みます。報告②「岐阜市南西部の児童生徒数 増加校の現状と課題」です。事務局から説明願います。
- 事務局 岐阜市南西部の児童生徒数増加校の現状と課題についてご説明いたします。

本件は平成 22 年度から継続して現状の把握と課題としてご報告いた

しておりまして、現段階で何か諮問したり、具体的な計画をお示しする ものではありません。

資料(3)をご覧ください。

岐阜市南西部地域の地図になりますが、そのうち黄色い網掛けが掛かっている、市橋小・三里小・茜部小・鶉小について今後、児童数が増加の可能性があるという問題をこれからご説明いたします。

資料⑭が平成10年度から平成30年度までの岐阜市内小学校の児童数の推移と予測の表になります。

平成 10 年度から平成 24 年度までは実際の在籍児童数で、平成 25 年度から平成 30 年度は各地区における 0 歳から 5 歳までの居住人口から予測した児童数になります。

網掛けがされている数字は各学校において最大児童数になる年度の 児童数になります。

先ほどご説明した中心市街地の金華・京町など多くの学校は平成 10 年度が最大児童数になっております。おそらくはそれ以前に児童数のピークが来ており、児童数減少の途中という意味で平成 10 年度が最大児童数になっていると思われます。

平成 25 年度以降に児童数の最大値が来るのが、三里、茜部、鶉、市橋、三輪南小学校の 5 校であり、うち、児童数の上昇率の高い小学校上位 4 校が南西部地域の学校であり、地域全体として増加傾向が見られるのが分かります。

これらをグラフ化したのが資料⑮になります。

横軸は年度、縦軸左側は市全体の児童数、縦軸右側は各学校の児童数を取ってあります。岐阜市全体の児童数は赤色の平成 18 年に著しいピ

ークが来ている折れ線になります。このピークは柳津町との合併に伴う 児童数の増が主な原因となっており、それ以降は減少傾向が続いており ます。

先ほどの南西部地域の三里、茜部、鶉、市橋小学校の4校は右肩上が りのグラフとなっており、このまま増え続けるのであれば校舎の増築や 通学区域の変更を検討しなければならないのではという課題が考えら れます。

ここで一昨年、本審議会でご意見がありまして、予測児童数の精査を 行ないました。資料は⑩になります。

これは出生から小学校就学までの間に人口の流出入があるために発生する児童予測数と児童実数の乖離を補正する作業になります。

具体的に、グラフで説明しますと、例えば三里小の平成 20 年度において、児童の実数は 834 名になっています。しかし、その 6 年前、平成 14 年度に予測した児童数は 944 人であり、6 年間に人口流出入により 110 人減って、予測数の 88%に減少していることがわかります。

同じ計算を平成 21 年度から平成 24 年度まで行うと、88~90%といった減少割合が算出されました。

茜部小、鶉小、市橋小においても同じ計算を行なうと、茜部小は 86 ~93%、鶉小は 93~100%、市橋小は 78~81%といった、各学校で一定の傾向がみられる減少割合が算出されます。

この各学校によって傾向がみられる減少割合は、各地域の住宅事情による部分があるのではないかと思われます。未就学児を持つ世帯がアパートに住んでいる割合が高い地域は、転居する率も高く、減少割合も高くなると予想されますし、持家の割合が高い地域であれば、転居率も低

く、減少割合もあまり高くならないと予想されます。

この減少割合の平均値で補正して児童数を予測したものが資料⑰になります。

上のグラフは補正前で平成 24 年までは実数、平成 25 年からは未就学 児人口からの予測数になります。

下のグラフは補正後で平成 25 年度以降の予測数を補正したものを点線で示しております。

三里、茜部、市橋小は横ばいもしくは減少傾向がみられ、増加傾向が みられるのは鶉小学校のみとなりました。

現在の教室数とこの補正した予想児童数で教室数を計算したものの 比較が資料®になります。

表の左から今年度(H24年度)の児童数とクラス数、それから、先ほど補正して予測した児童数のうち、最大となる年度の予測児童数とクラス数と35人学級で計算したクラス数になります。

クラス数を比較しますと三里小、茜部小、市橋小では教室の増減は無く、鶉小学校は現在の23学級から平成30年度の27学級と4クラス増となりますが、鶉小学校は増築工事により普通教室を8教室増やし、平成25年4月から供用開始されます。

また、その左にある 35 人学級というのは、現在小学 1,2 年生で導入しております 35 人学級を全学年で導入した場合のクラス数の計算になります。

この35人学級制度については民主党政権時に文部科学省が2013年度から5ヶ年かけて全学年導入する方針を発表しておりましたが、政権交代後の先ごろ、計画の見送りが報道されました。今回は仮に導入した場

合として計算しました。

その場合、三里小で3クラス増、茜部小で1クラス増、鶉小で7クラス増となります。

三里小、茜部小は普通教室規格の転用教室が、学習室や多目的スペース・倉庫などとして数教室あり、学習室の代替施設をどうするか、倉庫の荷物をどうするかなどといった問題はありますが、ひとまず普通教室の確保は可能かと思われます。 鶉小も先ほどご説明した増築で対応可能となっており、仮に全学年 35 人学級となっても、現有施設で対応可能と予測されております。

以上のとおり、南西部地域に児童数増加傾向がみられますが、予測上は教室数は確保されている結果の報告になります。しかし、あくまで予測ですので今後も増加傾向が収まるまでは本審議会に状況を報告させていただきたいと思っております。

会 長 「岐阜市南西部の児童生徒数増加の現状について」ということで、昨年に引き続き、報告を受けました。事務局の説明にありましたように、この報告はあくまでも現状と課題を確認するものであり、なんら具体的な計画ではないとのことです。

しかし現実としては、間近に迫った課題であることも事実のようです。 この点をご了解の上、岐阜市全体を見据えた広域的かつ長期的な観点か ら、ご意見、ご質問があれば、委員の皆様、ご発言を願います。

委員 我々の中学校は、鶉、且格、柳津の三校からなりますが、鶉が将来これだけ延びるということは、中学校の方はどうなるのでしょうか。

事務局 境川中学校に関しましては、去年の平成 24 年は 893 名の生徒が通っています。平成 27 年は 959 名で 60 名くらい増加する予想はしておりま

すが、小学校ほど増加は見られないのではないかと思います。

委員 今後動向を見て検討しなければいけないかも知れないということで すね。

会 長 計画という形で出しておりませんので、いずれまた一体的な計画とい うのが必要かもしれません。まず現状を報告していただいた資料に基づ いて、方向性に関するご意見等々でも結構でございますので、何かござ いましたらお願いしたいと思います。

委員 質問ですが、小学校として適正だという人数というのが、もしあれば ご提示願いたいのですが。何クラスぐらいだとか。

教育長 通常は、文科省は 12 学級から 18 学級と言っています。それをもって 適正かどうかというのは考えにくいですが。

委員 人数に直すとどうでしょうか。

委員 35 人学級というのは決定でしょうか。新聞を見ますと、教師の人数の 問題で不可能なところが出てきているということですが。

教育長 国は小学校 1,2年生を来年度 35人学級にしています。岐阜県の場合 は小学校 3年生まで 35人学級にします。その分、教員の増員が必要に なりますが、加配という先生たちを学級担任にさせることによって教員 を確保することになります。加配のフリーの先生が減ることになります。

委員 今中規模校だと 7~800 人くらいですか。そのくらいがいいのではないかということになりますね。マンモス校だと同級生の顔もわからないぐらいですが。

ありがとうございました。

会 長 毎年5年先、6年先の児童数を事務局の方から言っていただきました。 出生数から推算していただいているということですが、学校を作るとか、 統廃合するという問題になると、あらかじめ計画をして、議論をして、 実施するまで相当な時間がかかります。もう少し先が見えると便利だな という印象があります。

県では人口推計はかなり先までやっているので、推定レベルでも予測 が出るともう少し先の事が考えられるのかなという気がします。

一番最初に教育長が言われましたが、義務教育として公平性の問題を 含めて、岐阜市で良い教育をやっていただくという観点から適正規模の 検討は必要なことだろうと感じます。

他に何かありませんでしょうか。

委員 この 4 つの小学校区、市橋、三里、茜部、鶉ですが、国道 21 号線があったり、環状線が通っていたり、結構大きな道路を渡らないと学校に行けないという子どもたちが多くいると思います。通学路のそういったポイントポイントの安全対策というか、そういったことを徹底していただきたいと要望させていただきます。

委員 私は立場としては PTA 連合会の小学校の代表ということで、徹明の 話をするというのは本意ではないのですが、二点あります。

今将来の見通しという話も兼ねてお話させていただきたいのですが、 徹明小は今年4月の入学予定者が24~5名いますが、小規模校にもかか わらずそのうち数名が附属小等々に入学されます。今の児童数は94名 ですが、これを維持できません。対象者はいるんだけども、今後統合の 問題等もあって先行きが見えないということがあります。

将来の推計というお話が今ありましたが、やはり将来的にこの学校が どういう学校でありうるかという話をきっちりして、住民に説明されな ければいけないということを今痛切に感じている所です。 徹明・木之本の統合の問題についてはやはりスルーせず、しっかりと 方針を示していかなければいけません。実際にユーザーである親御さん、 児童生徒さんに啓蒙していくことが必要です。

これはおそらく、徹明だけの問題ではなくて、他の校区に関してもこの校区はどうなるのか、学校の教育方針はどうあるべきなのか、というところがきっちりと示されなければいけません。逆選択、機会の均等でもありますが、やはり自分の校区以外の進学先を選ぶ保護者の行動も当然ありうる話ですので、通学選択に繋がります。ひいては町全体の選択に繋がっていくのだろうと私は思います。

大規模校の方針に関しても、やはり人口がどうなるのかという問題と 合わせて、今後、学校、校区をどうするのかという方針をセットで示し ていかないと、先行きの話について数字だけではあまり意味がないと思 います。

もう一つ逆選択の話で、現状ということでお話をさせていただきなが ら、次回は参加できないと思いますが、次回以降の問題提起をさせてい ただきたいと思います。

徹明小学校というのは本荘中学校の校区ということで、徹明小出身者は本荘中に通うのですが、先程の資料®を見ていただくと、市街地の中心から西に向かって3つの校区、本荘小、徹明小、木之本小が一緒になっていくわけですが、西の端まで通学していくことになります。当然決まりですから徹明小の児童も本荘中に行くわけですが、今年についても一部の徹明小の卒業生が住居の変更、あるいは転居で、岐阜中央中へ通っています。より近い、かつ新設校ということで、こういった意味での地元の生徒や保護者の逆選択が行われてしまいます。

徹明は規模が小さいですから、大きな影響はないのかも知れませんが、 先般徹明・木之本の統合に関する PTA のアンケート調査等をやりまし たが、統合とは直接かかわりのない中学校区の見直し、中央中に行きた いという意見が非常に寄せられたりしました。

こういったものもやはり、保護者として意見表明する場がなかなか無 いということです。

元の話に戻すと、保護者として自衛のために動くことというのを目の 当たりにしています。学校区であるとか、学校選択の問題、こういった ものについてビジョン、方針、現状というものがしっかり発信されるの が大事かなと思っています。

私見で恐縮ですが、お話させていただきました。ありがとうございま した。

委員 今のことに関連して、今度統合された金華、京町、明徳、本郷は、自治 会を始め、各種団体は今まで通りに維持されています。

> あと数年すると子どもたちが新しい学校を卒業しますが、京町の子は 今岐阜小に行っています。また明徳についても明郷の方に行っています。 成人式をやる時に自治会主催だけどどうしたら良いのか、という問題が 出てきたり、あるいは青少年育成会でも第3ブロックについては、早田 が統合して岐阜清流中に通っている関係から、実際には2ブロックで活 動しなければいけないところを、もともとのご縁で3ブロックのままで 進めていますが、そういった次に出てくる課題が先程言った教育委員会 が所管でない分野についても、消防団しかりいろいろ出てくると思いま す。

先ほどの委員の話にも関連しますし、柳津の合併の話にも関連するの

かも知れませんが、校区の線引きは 50 年以上前にしたものが今も存続 しているわけです。都市規模がどんどん変遷している過程で何らかの大 きなビジョンを持った線の引き方を、教育委員会を越えるかも知れませ んが、よく検討していかないと、以前の審議会で厚見小校区の校区変更 の話があって、皆さんいらっしゃって署名を持ってきて、再編しましょ うと話し合ったと思いますが、そういうことをやっていかなければいけ ない時代だと思います。

これは教育長が最初に言われたように総論の中に入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員 よろしいですか。今委員がおっしゃったことに関連して、特に子ども会 の活動で、柳津校区の児童が今且格に3名通っています。佐波の子ども 会にその子どもたちが来た場合に、拒むこともできない、他の親からは 会費を納めていないと言われる。そういういろんなことがありますので、 厚見のように自治会も含めて全部変わるのが一番ベターなやり方です。

そのようにやればいいのですが、地域を二つに割るということは絶対 にやってはいけないことです。そういうことも含めて総合的に通学云々 ということに関しては慎重にやっていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございました。今回報告を受けまして、いろんな観点から 課題があるということを認識した次第であります。

補正を加えた児童数予想で行くと、既存施設で対応可能という事ですが、あくまで予想です。今後、しばらくは事務局に情報収集を進めていただく中で、児童増の傾向が収まるまで当審議会に適宜報告を頂くということで確認させていただきたいと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

〇終了

会 長 ありがとうございます。これは学校の区域と統廃合に関する審議会ですけれども、学校教育だけではなく、もちろん教育委員会は社会教育という面でも進めていただいていますが、教育だけではなく、まちづくり、あるいは地域づくりを含めて具体的には進んでいるという共通認識ができたのかと思います。

それでは本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。皆様方のご協力により会議を終了することができました。ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。

日程8 閉会あいさつ

事務局次長 長時間にわたり、熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。

本日、皆様からいただきました貴重なご意見等を基に、今後とも積極的な事業推進に取り組んでまいります。

本日はありがとうございました。